

**令和 8 年度 SNS 等を活用したプッシュ型アプローチ事業（困難な問題を抱える女性支援）業務委託に関する参加表明及び企画提案を求める公告**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり企画提案を募集する。

令和 8 年 6 月 2 5 日

岡山県知事 伊原木 隆太

**1 企画提案に付する事項**

- (1) 委託業務名  
令和 8 年度 SNS 等を活用したプッシュ型アプローチ事業（困難な問題を抱える女性支援）業務委託
- (2) 委託業務内容  
令和 8 年度 SNS 等を活用したプッシュ型アプローチ事業（困難な問題を抱える女性支援）業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 委託期間  
契約締結日から令和 9 年 2 月 2 6 日まで
- (4) 委託限度額  
金 2, 1 6 5, 0 8 0 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

**2 企画提案に参加できる者の資格**

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 過去 5 年度（令和 3 年度～令和 7 年度）以内に、当該事業類似事業に関する業務について、国又は地方公共団体との契約実績を有し、誠実かつ確実に契約を履行した実績があること。
- (2) 岡山県内に本店、支店又は主たる事務所を有する法人であること。
- (3) 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、経理事務を確実に処理できる体制が整備されていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (6) 入札参加資格者名簿の業務種目「大分類 5 企画・製作」、「小分類 5 広告・広報」に登録した業者であり、格付区分が A 又は B であること。
- (7) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (8) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (9) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に規定する指名除外を受けている者でないこと。

いこと。

- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (11) 岡山県税を滞納していない者であること。岡山県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における都道府県税の滞納がないこと。

### 3 委託契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県子ども・福祉部地域福祉課

住 所 〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

電 話 086-226-7923

F A X 086-226-7332

E-mail chifuku@pref.okayama.lg.jp

### 4 契約条項を示す場所

上記 3 の場所とする。

### 5 企画提案参加手続等

#### (1) 仕様書等の配布期間及び場所

##### ア 配布期間

令和 8 年 6 月 25 日（木曜日）から令和 8 年 7 月 7 日（火曜日）まで（岡山県の休日定める条例（平成元年岡山県条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「閉庁日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

##### イ 配布場所

上記 3 の場所に同じ。

なお、岡山県子ども・福祉部地域福祉課のホームページからダウンロードすることができる。（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/363/>）

#### (2) 企画提案参加資格確認申請書の提出期限、場所及び方法

##### ア 提出書類

①企画提案参加資格確認申請書（様式 1）

②過去 5 年度以内の類似事業に関する事業実績説明書（様式 2）

③岡山県税（岡山県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県税）の全税目について滞納がないこと（又は課税がないこと）を証する書類

※証明書については、岡山県の各県民局（備前、備中、美作）税務部収納管理課にお問い合わせください。

##### イ 提出期限

令和 8 年 7 月 7 日（火曜日）午後 5 時

##### ウ 提出場所

上記 3 の場所に同じ。

##### エ 提出方法

持参、電子メール又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。なお、郵便事故等について、県は一切の責任を負わない。）

(3) 企画提案参加資格要件の審査及び通知等

ア 審査結果の通知

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、上記2の事項について審査し、不適合と認められる者に対してのみ、令和8年7月9日（木曜日）までに「参加資格不適合通知書」により通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

イ 企画提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年7月15日（水曜日）までに、上記3の宛先にFAX又は電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様書等についての質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和8年6月25日から令和8年7月7日（火曜日）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 受付方法

「仕様等に関する質問・回答書」（様式3）をFAX又は電子メールにより上記3へ送信すること。送信後は、必ず電話で宛先へ届いていることを確認すること。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、岡山県子ども・福祉部地域福祉課のホームページで行う。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答方法が不相当と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

エ その他

選考に関し、仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 6 企画提案

(1) 企画提案書の提出

ア 提出書類

①企画提案書の提出について（様式4）

②次の内容を含んだ企画提案書、その他企画提案内容を説明するために必要な書類（様式は任意とし、A4判片面使用とする。縦横自由。枚数制限なし。ページ番号を打つこと。正本、副本ともに、社名を記載すること。）

- ・基本的な考え方、実施方針
- ・具体的な実施方法

既存LPのデザインを生かした改修・改善提案

効果的な配信を行うための広告媒体、広告時期・期間等（選定した理由を含む。）

効果検証方法

- ・業務実施体制

業務実施に係る社内体制（責任者、担当者、経歴等）

- ・スケジュール

受託から事業実績報告までのスケジュール案

③経費見積書（様式5）

見積書の内訳は、項目ごとにできる限り詳細に記載すること。

④「団体案内」等、応募者の事業内容の概要がわかるもの

イ 提出部数

上記6(1)アに掲げる提出書類のうち①～③：正本1部、副本4部

上記6(1)アに掲げる提出書類のうち④：正本1部

ウ 提出期限

令和8年7月17日（金曜日）午後5時

エ 提出場所

上記3の場所に同じ。

オ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。なお、郵便事故等について、県は一切の責任を負わない。）

(2) 企画提案書の説明

ア 説明日時（予定）

令和8年7月23日（木曜日）午前

イ 説明会場

上記3の場所と同一の建物内又は近隣の場所

ウ 説明時間

20分以内（時間の超過は認めない。）。このほか、質疑応答の時間を設ける。

エ 説明者

2人以内とする。

※ 説明日時・会場等の詳細は、追って企画提案参加者に連絡する。

## 7 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 委託候補者の選定

複数の選考委員で構成する審査会において、別に定める審査基準に基づき、上記6による書類等の内容により審査し、契約の相手方を選定する。

(2) 審査結果

審査後、速やかに書面により通知する。

(3) 契約の締結

委託候補者の決定後、提出された企画案を基本として当該事業者と岡山県との協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

(4) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。

(5) 契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

## 8 不適合事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

(1) 企画提案に参加する資格のない者及び上記5(2)イの期間までに所定の企画提案参加資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき。

(2) 提案書が、上記6(1)ウの提出期限を越えて提出されたとき。

- (3) 積算内訳書が、仕様書の条件を満たさないとき。
- (4) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (5) 提案者が、上記 2 に定める企画提案に参加できる者の資格を喪失したとき。
- (6) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 9 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問合せには応じない。
- (2) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出する提案書は、企画提案参加者ごとに 1 案のみとする。
- (4) 提案者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (5) 提案書の作成及び提案に関する説明(プレゼンテーション)に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (6) 契約締結に係る経費は、全て受託者の負担とする。
- (7) 提出された書類は、委託候補者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (8) 採否にかかわらず、提出書類は返却しない。
- (9) 審査経過については公表しない。
- (10) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。